

川崎市立多摩病院行政財産使用許可に係る審査会要綱

平成18年11月27日

18川病総経第758号局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づく川崎市立多摩病院の行政財産の使用許可に係る業務を、公正かつ適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 川崎市立多摩病院行政財産使用許可に係る審査会(以下「審査会」という。)を病院局内に設置する。

(審査会の構成)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 病院局長
- (2) 総務部長
- (3) 経営企画室長
- (4) 総務部庶務課長
- (5) 総務部経理課長
- (6) 経営企画室主幹(経営企画)

2 審査会は、病院局長を委員長、総務部長を副委員長とし、委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長が共に欠ける場合は、出席委員の合議で委員長の職務

を代理する者を選出する。

(所掌事務)

第 4 条 審査会は次に掲げる事項について審議する。

(1) 多摩病院の行政財産使用許可申請者の選定に関する事。

(2) その他必要な事項に関する事。

(会議)

第 5 条 審査会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は必要があると認めたときは、本市関係職員、専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、病院局経営企画室において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営等について必要な事項は、委員長が審査会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

平成 1 7 年 4 月 5 日施行の要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。